

令和7年度 川越市 物価高騰対策LED照明器具導入支援事業補助金 申請の手引き（事業者向け）

川越市では、地球温暖化を防止するため、令和7年8月1日以降に工事へ着工等し、市内事業所の既存照明設備（LED照明以外）をLED照明器具に更新する中小企業者を対象に、先着順にて補助金を交付します。

※本事業は、国費を充当し、実施しているため、国や県等が実施する国費が充当されている補助金等との併用はできませんのでご注意ください。

申請受付期間／交付対象者決定方法

令和7年8月1日（月）午前9時から

令和7年12月26日（金）午後4時まで（必着）

※受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付することはできかねますのでご承知おき下さい。

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間であっても受付を終了します。

補助対象設備／補助金額

(1) 補助対象設備

① LED照明器具

※既存機器を更新する場合であって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たすLED照明（トップランナー基準を達成したLED照明）が補助の対象になります。

※補助対象経費の総計が、10万円（消費税を除く）以上であること。

※固有エネルギー消費効率がトップランナー基準目標値である以下の条件を満たしていること。

（光源色が昼光色・昼白色・白色の場合）100ルーメン／ワット以上であること。

（光源色が温白色・電球色の場合）50ルーメン／ワット以上であること。

(2) 補助金額 補助対象経費の3分の1（上限30万円）

※補助金額は、補助対象経費の3分の1（1,000円未満切り捨て）又は上記補助金額のいずれか低い額となります。

※市内に複数の事業所を有する事業者であっても、申請は1件までとなります。

（複数の事業所で補助対象設備を導入する場合は、まとめて申請してください。）

※令和5年度及び令和6年度に実施した「川越市エネルギー価格高騰対策LED照明器具導入支援補助金」で補助金の交付を受けた事業者は申請できません。

補助の対象者

(1) 次の要件を全て満たす事業者

- ① 市内に事業所を有する中小企業者であること。
- ② 市から課税された税金全てにおいて、滞納がないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる事業の目的としていないこと。
- ④ LED照明器具を設置する建築物及び敷地に法令違反がないこと。

(2) 川越市物価高騰対策LED照明器具導入支援事業補助金交付要綱第3条第2項各号の規定に該当しない事業者

1 用語の定義について

- (1) 中小企業者
中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される事業者のうち、市内に事業所を有するもの又は市内で事業を営むものをいう。
- (2) 事業所
市内に所在する工場又は事務所その他の事業場のことをいう。
- (3) 関連事業者
連結子会社を含むグループ会社のことをいう。

2 補助要件について

- (1) 工事に着手する前に申請し、交付決定を受けること。
- (2) 設置前に使用されていないものであること。（中古品は補助対象外）
- (3) 導入するLED照明器具がリース品でないこと。
- (4) 市内の事業所に設置され、かつ、補助対象者の事業の用に供される機器の更新であること。
- (5) LED照明以外の既存の照明器具を補助対象機器に更新すること。（電球や蛍光管交換のみのもの、可搬式のものの場合を除く。）
※安定器バイパス工事等を行い既存の照明器具を交換せず電球や蛍光管部分だけを交換してLED化する場合は対象外
- (6) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (7) 専ら居住を目的とする事業所における機器更新ではないこと。
※事業所と住宅が一体である場合は、事業の用に供する場所に設置する機器のみが、補助の対象になります。そのため、導入場所が事業用スペースであることが分かるように、写真や図面等でお示しいただく必要があります。
- (8) 令和8年2月27日（金）午後4時まで、工事を完了し、実績報告書及び必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態で提出できること。
- (9) 過去に同一の補助対象設備に係る補助金の交付を受けたことがないこと。
- (10) 同一の補助対象設備について、市が実施する他の補助金を受けた事業又は受けようとする事業は補助の対象外となります。

3 補助対象経費について

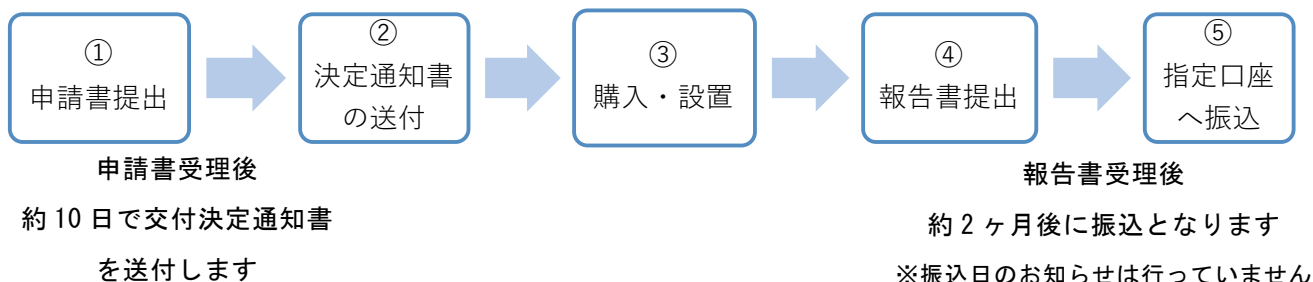
補助対象経費は、機器の購入費及び工事に係る経費とします。ただし、以下に掲げるものは含まないものとします。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 既存機器の処分に係る費用
- (3) その他の補助対象機器の設置作業に直接関わらない経費
- (4) 補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費

4 申請の流れについて

申請者は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手しなければなりません。

交付決定にかかる期間は、不備の無い申請書が提出されてから10日程度です。期日に余裕をもって提出してください。



5 申請書類の記入・提出上の注意

- ◆ 書類の記載には、黒又は青のボールペンを使用してください。**消せるボールペンの使用は認められません。**
- ◆ 申請書及び実績報告書を訂正する場合は、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。
- ◆ 申請書及び実績報告書の提出は、市役所環境政策課（本庁舎5階）へ直接持参していただくか、郵送によりご提出をお願いします。郵送にて申請書をご提出される方は、**簡易書留又はレターパックプラス**により郵送して下さい。
- ◆ 郵送により提出を受けた申請書は、申請書を市が受け取った日に提出された申請の最後に受理したものとします。
- ◆ 一度ご提出いただいた書類はお返しできません。

6 交付申請について

◆ 受付期間

令和7年8月1日（金）午前9時から

令和7年12月26日（金）午後4時まで（必着）

※受付期間内に不備のない申請書を受理した順に補助交付対象者とし、補助申請額が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了します。

◆ 提出書類

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象設備の設置等に係る設計図面
- (3) 補助対象経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (4) 工事着手前の現況写真（既存照明器具のカラー写真）
- (5) 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※発行から3か月以内のものに限ります。
- (6) 個人事業者の場合、開業届（税務署が受理したことがわかるもの）又は確定申告書（直近のものに限る。）の写し
※確定申告書の写しを提出する場合は税務署に提出したことが確認できるものの写しを添付してください。

(7) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類

※メーカー名、製品名、型番、固有エネルギー消費効率が分かるパンフレット又はホームページの写し等の資料を提出してください。

(8) 改修する照明器具一覧表（様式第2号）

※「(2)補助対象設備の設置等に係る設計図面（以下「設計図面」という。）」及び「(4)工事着手前の現況写真（工事前の該当箇所の写真）（以下「現況写真」という。）」と照合ができるよう、新たに設置する照明器具ごとに付番をし、付けた番号を設計図面及び現況写真へ記載してください。また、同じ照明器具を複数設置する場合は、設計図面及び現況写真に枝番を記載してください。

《注意》

○契約書や領収書などの各種添付書類の名義は、事業者名義である必要があります。

7 交付決定

市は、申請書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めた者を対象に、交付決定の通知をします。原則、申請者（設置者）は、交付決定を受けてから補助対象設備の工事に着手してください。

なお、申請を受け付けた場合であっても予算の範囲を超えた等の理由により交付することが出来ない場合は、不交付決定の通知を送付します。

8 実績報告について

◆提出期限（重要）

令和8年2月27日（金）午後4時まで

《注意》

令和8年2月27日（金）は最終期限です。補助対象設備の設置が完了した場合は、速やかに提出してください。

実績報告書は、最終期限までに必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがない状態とした上で提出しなければなりません。**最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。**

(1) 実績報告書（様式第6号）

※用紙は交付決定通知とともに申請者（設置者）へ送付します。

(2) 補助対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類（**領収書又は支払い証明書**）
の写し

※ローン支払等により、領収書が出ない場合、補助対象設備の設置にかかる経費の支払いを受けた事業者が支払い証明書を発行してください。

※但し書き等で、補助対象設備の領収金額が確認できるもの

(3) 支払いの内訳が明記された明細書等の写し

- (4) 補助対象設備の設置状態を示す写真（工事後の該当箇所のカラー写真）
※交付申請の際に添付した設計図面及び改修する照明器具一覧表（様式第2号）と照合ができるよう付けた番号を工事後の該当箇所へ記載してください。
- (5) 納税証明請求書兼証明書（所定の様式によるもの、また、発行から1か月以内のものに限る。）

《納税証明書を取得する方法》

- 所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分から川越市役所本庁舎閉庁時間（午後5時15分）までです。平日の閉庁時間後及び土曜日は発行できません。
- 納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。
- 証明手数料が200円かかります。

9 補助金額の確定

市は、実績報告書類の審査及び現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、通知します。現地調査では、設備の設置状況を確認するため設置場所の写真を撮影する場合がありますので、予めご了承ください。確定された補助金は、審査等の後、申請者（設置者）が指定した金融機関の口座に振り込まれます。なお、補助金の振込先口座は、原則として申請した事業者の法人名義（個人事業者は申請者名義）のみとなります。

10 申請者（設置者）の義務

申請者（設置者）は、補助金を受領し設置した設備について、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から10年間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分、譲渡等をおこなう場合には、事前に環境政策課へご相談ください。
※令和7年度に交付決定を受けた場合、令和8年度から令和17年度までの10年間は適切な管理を行わなければなりません。

【補助制度に関するお問い合わせ】

川越市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5866

FAX 049-225-9800